

請 求 人 様

西宮市監査委員 村 西 進  
同 阿 部 泰 之

議員派遣に係る「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 17 年(2005 年) 6 月 28 日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 17 年 7 月 6 日これを受理しました。

2. 請求の要旨

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 平成 16 年 7 月 28 日から 30 日にかけて実施された市議会会派・甲雄会の市議会議員 栗山雅史、嶋田克興、西田勲と議会事務局調査課長大西範幸の石垣市・沖縄市・那覇市への旅行（議員分旅費 417,390 円、職員分旅費 138,710 円）、平成 17 年 2 月 14 日から 16 日にかけて実施された市議会会派・公明党の市議会議員 大川原成彦、川畑和人、白井啓一、田村博美、楽野信行と議会事務局次長津田博利の出水市・国分市・平良市(宮古島)への旅行（議員分旅費 736,200 円、職員分旅費 147,240 円）及び平成 16 年 7 月 27 日から 29 日にかけて実施された市議会会派・にしまちネットの市議会議員 木村嘉三郎、雑古宏一、谷口哲司、八木米太郎と議会事務局庶務課課長補佐原田順子の浦添市・那覇市・名護市・北谷町・糸満市（沖縄）への旅行（議員分旅費 408,600 円、職員分旅費 102,150 円）は、市議会会議規則第 120 条を適用した議員派遣視察扱いである。しかし、当時市議会において派遣が必要不可欠な事案がなく、その旅行の実態は会派の調査・研修研究・親睦・慰労・観光などを兼ねた旅行と解するのが正しく、その旅費は西宮市市議会政務調査費の交付に関する規則を適用すべきであり、西宮市議会会議規則第 120 条の適用は明らかな規則適用の誤りで不当・違法であるので、市長は旅行した市議会議員と同行した議会事務局職員に対し支出した旅費全額の返還を求め措置を請求する。
- (2) 市議会議長は、市議会の事案として議員の派遣を命じるときは、委員会・本会議で派遣する議員にその趣旨・必要不可欠性を説明させること。その調査報告を委員会・本会議で報告させ質疑を受け、市議会議事録に事案の資料として掲載すること。
- (3) 会派単位の旅行は、西宮市市議会政務調査費の交付に関する規則を適用すること。
- (4) 財政難であり市議会費議会活動旅費の予算を大幅に削減すること。

請求人は、本件職員措置請求書の事実証明書として下記の書類を提出しました。

本件職員措置請求にかかる議員派遣に関する支出負担行為伺書(旅費)、支出命令書(旅費)、旅費請

求内訳書、議員派遣調査報告書、派遣を取りやめた田中渡議員の旅費の歳出戻入伺書、旅費請求内訳書、歳出戻入命令書、納付書兼領収証書

随行職員の旅費の支出負担行為伺書（旅費）、支出命令書(旅費)、旅費請求内訳書等

### 3. 請求人

A

### 4. 監査の対象事項

請求人の本件職員措置請求の要旨及び陳述内容から、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるものとして、監査の対象事項を次のように判断しました。

「西宮市議会会議規則」(以下「会議規則」という。)第 120 条第 1 項を適用して、平成 16 年 7 月 28 日から 30 日にかけての石垣市・沖縄市・那覇市への議員派遣、平成 17 年 2 月 14 日から 16 日にかけての出水市・国分市・平良市への議員派遣及び平成 16 年 7 月 27 日から 29 日にかけての浦添市・那覇市・名護市・北谷町・糸満市への議員派遣を行ったことは規則適用の誤りであり、本件請求にかかる議員派遣旅費(随行職員分を含む。)の支払は、不当、違法な公金の支出であるか。

### 5. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述並びに市当局から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

なお、議員から選任された監査委員杉山たかのり、同田村ひろみについては、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

### 6. 監査の期間

平成 17 年 6 月 29 日から同年 8 月 21 日まで。

### 7. 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、平成 17 年 7 月 19 日午前 10 時より、請求人が出席し陳述しました。

請求人は、請求の要旨に沿った意見陳述を行うとともに、次のことにも言及しました。

- (1) 石垣島とか宮古島へ公費を使って何のために行くのか全く理解できない。
- (2) 日本全国どこの自治体へ行っても全て勉強になるのだという考えを仮に採るとしても、政務調査費でやればいい。
- (3) もっと問題解決というか、政策立案というか、議員提案というか、そういうために的を絞って行くのが行政視察である。

### 8. 関係職員の事情聴取

あらかじめ、必要関係書類の提出を求め調査するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、平成 17 年 7 月 19 日午後 1 時から、西宮市議会事務局の斉藤議会事務局長、中西議会事務局次長、松本庶務課長、市栄議事課長、大西調査課長の出席を求め、事情聴取及び質疑応答を行いました。

### 9. 事実

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された資料並びに関係職員等の事情聴取及び提出された資料

等に基づき、次のように事実を確認しました。

(1) 議員派遣の決定

法第 100 条第 12 項に「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定しています。さらに、会議規則第 120 条第 1 項は「議会は、審査又は調査その他の必要により議員を派遣しようとするときは、会議に諮りこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中であっては、議長において議員の派遣を決定することができる。」と規定しています。

この規定により、平成 16 年 7 月 28 日から 30 日にかけて実施された石垣市・沖縄市・那覇市への議員派遣については、平成 16 年 6 月開催の第 5 回定例会において「議員派遣の件」が本会議で審議され、異議なく派遣を決定しています。また、平成 17 年 2 月 14 日から 16 日にかけて実施された出水市・国分市・平良市への議員派遣と平成 16 年 7 月 27 日から 29 日にかけて実施された浦添市・那覇市・名護市・北谷町・糸満市への議員派遣については、市議会閉会中であったため、会議規則第 120 条第 1 項ただし書の規定を適用し、議長決裁により派遣を決定しています。

(2) 本件職員措置請求に係る管外視察内容

平成 16 年 6 月開催の第 5 回定例会本会議に提案された議案「議員派遣の件」によると、本件職員措置請求対象の議員派遣は、派遣議員「栗山雅史、嶋田克興、田中渡、西田勲」の 4 名、日時、場所、目的及び経費は、それぞれ「平成 16 年 7 月 28 日～7 月 30 日」、「石垣市・沖縄市・那覇市」、「石垣市・沖縄市・那覇市視察」及び「138,710 円」としています。

調査終了後、派遣議員の「議員派遣調査感想・意見等」が添付された「議員派遣調査報告書」が市議会議長宛に提出されています。調査報告書によると調査先及び調査事項は、下記のとおりとなっています。なお、田中渡議員の派遣は取りやめられています。

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 石垣市 | 津波防災マニュアルについて<br>新空港建設問題（環境対策を含めて） |
| 沖縄市 | 基地問題（騒音、環境対策）<br>議会概要              |
| 那覇市 | ゼロエミッション基本構想<br>都市モノレール            |

また、議長決裁によって決定した平成 17 年 2 月 14 日から同月 16 日に行われた大川原成彦議員、川畑和人議員、白井啓一議員、田村博美議員、楽野信行議員の 5 名の出水市、国分市、平良市への議員派遣については、その議員派遣決定書によれば、議員名「大川原成彦、川畑和人、白井啓一、田村博美、楽野信行」の 5 名、日程は「17 年 2 月 14 日～17 年 2 月 16 日 2 泊 3 日」、視察先は「出水市 国分市 平良市」、用務は「出水市環境基本計画、ツル保護について・出水市総合運動公園について 国分ふれあいバスについて・国分シビックセンターについて 環境行政、地下水の保全について・マティダ市民劇場について」となっています。

調査終了後、派遣議員の「議員派遣調査感想・意見等」が添付された「議員派遣調査報告書」が市議会議長宛に提出されています。調査報告書によると調査先及び調査事項は、下記のとおりとなっています。

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 出水市 | 出水市環境計画・ツル保護について<br>出水市総合運動公園について |
| 国分市 | 国分ふれあいバスについて<br>国分シビックセンターについて    |

平良市 環境行政・地下水の保全について  
マティダ市民劇場について

同じく議長決裁によって決定した平成 16 年 7 月 27 日から同月 29 日に行われた木村嘉三郎議員、雑古宏一議員、谷口哲司議員、八木米太郎議員の 4 名の浦添市、那覇市、北谷町、糸満市への議員派遣については、その議員派遣決定書によれば、議員名「木村嘉三郎、雑古宏一、谷口哲司、八木米太郎」の 4 名、日程は「16 年 7 月 27 日～16 年 7 月 29 日 2 泊 3 日」、視察先は「浦添市 那覇市 名護市 北谷町 糸満市」、用務は「組踊り等沖縄伝統芸能の保存・振興について(国立劇場おきなわ) 那覇市世界遺産教育普及事業について(組踊り)・沖縄 F C (フィルムオフィス)について」(財)沖縄観光コンベンションビューロー 市庁舎について・国際情報通信、金融特区構想について・住基カードによる証明書自動交付サービス(H16.5 スタート) 美浜タウンリゾート、アメリカンビレッジ開発について 市庁舎について(環境・省エネ・H14.5 移転)・行政改革推進事業について」となっています。

調査終了後、派遣議員の「議員派遣調査感想・意見等」が添付された「議員派遣調査報告書」が市議会議長宛に提出されています。調査報告書によると調査先及び調査事項は、下記のとおりとなっています。

国立劇場おきなわ(浦添市)  
組踊り等沖縄伝統芸能の保存・振興について  
那覇市教育委員会  
那覇市世界遺産教育普及事業について  
名護市 市庁舎について  
住基カードによる証明書自動交付サービスについて  
北谷町 美浜タウンリゾートアメリカンビレッジ開発について  
糸満市 市庁舎について  
行政改革推進事業について  
(財)沖縄観光コンベンションビューロー  
沖縄フィルムオフィスについて

(3) 議員派遣の手続き

「9 事実 (1) 議員派遣の決定」の項で前述のとおり、石垣市・沖縄市・那覇市への議員派遣については、平成 16 年 6 月 22 日に開催された第 5 回定例会本会議において決定しています。また、出水市・国分市・平良市への議員派遣と浦添市・那覇市・名護市・北谷町・糸満市への議員派遣については、市議会閉会中であったため、会議規則第 120 条第 1 項ただし書の規定を適用し、議長決裁により派遣を決定しています。

(4) 事前準備の状況

議会事務局において、視察議員の指示により、「地方公共団体総覧」((株)ぎょうせい刊)及び「都市データパック」(東洋経済新報社刊)等から基礎的データを収集するとともに、個別事項についてはインターネットから情報を収集しています。

(5) 予算の執行状況

平成 16 年 7 月 14 日、平成 17 年 2 月 3 日に議員派遣決定書(旅行命令簿)、支出命令書(旅費)が各々作成され、同日旅費の支出命令を行っています。議員派遣視察に要する旅費は、16 年 7 月 28 日から 30 日の石垣市ほかへの旅費は議員 1 名当り 138,710 円で 4 名の合計 554,840 円、随員職員

1名の旅費138,710円、17年2月14日から16日の出水市ほかへの旅費は議員1名当り147,240円で5名の合計736,200円、随員職員1名の旅費147,240円、16年7月27日から29日の浦添市ほかへの旅費は議員1名当り102,150円で4名の合計408,600円、随員職員1名の旅費102,150円です。総計では、派遣議員旅費1,699,640円、随員職員旅費388,100円、合計2,087,740円となっています。なお、石垣市ほかへ派遣予定の田中渡議員は派遣取り止めのため、払戻手数料1,260円を差し引いた金額137,450円が平成16年8月11日に戻入されています。

議員派遣に係る平成16年度の当初予算額については、次のとおりです。

|             |          |          |        |                 |
|-------------|----------|----------|--------|-----------------|
| (款) 議会費     | (項) 市議会費 | (目) 市議会費 | (節) 旅費 |                 |
| (細目) 議会活動経費 |          |          |        | 予算額 14,977,000円 |

## 10. 監査委員の判断

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議をした結果、次のとおり結論を得ました。

平成16年7月28日から同年7月30日に実施した議員派遣、平成17年2月14日から同年2月16日に実施した議員派遣及び平成16年7月27日から同年7月29日に実施した議員派遣、各々の議員派遣に同行した議会事務局職員に対して支給した旅費については、違法又は不当な支出に該当する事実は認められません。

従って、本件職員措置請求に係る請求人の主張は理由がないものとして棄却します。

以下、その理由を述べます。

- (1) 法第100条第12項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより議員を派遣することができる。」と規定しています。

請求人は、「当時、沖縄・石垣島・宮古島への議員の派遣が必要不可欠な事案がない。」と主張していますが、議員派遣の目的として、陳情、会議出席、研修、視察などがあげられますが、本件議員派遣の目的は視察であることが表示されており、また、議員派遣決定書(旅行命令簿)の用務欄には調査の対象となる事項が記載されています。調査内容については実地調査事項、視察先の担当者からの聴取事項等を調査報告書として提出されています。

議員派遣は、地方自治体の議会議員として、常に地方行政に関するさまざまな課題について調査研究し、その結果を議会活動において役立たせようとするものであり、そのために他市の状況を調査し、実地に検分することも必要で、幅広い見識を持つことにより議会の審議・審査の中で活かされるものであると考えられます。本件視察もそのような視点から行われたものと認められます。したがって法第100条第12項及び会議規則第120条第1項に違反しているとは認められません。

- (2) 請求人は本件措置請求に係る議員派遣の旅費は、西宮市市議会政務調査費の交付に関する規則を適用すべきであると主張していますが、そもそも、政務調査費は、調査研究に要する経費の一部として、市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対して交付される助成金であり、議会が議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めて行う議員派遣の旅費とは、法的にその性質を異にするものです。本件の議員派遣は、法及び会議規則の定めるところにより適正に決定されたもので、違法な点は認められません。

- (3) 本件職員措置請求に係る議員派遣に要する費用として、議員12名分の旅費1,562,190円、随員職員3名分の旅費388,100円、合計1,950,290円が支出されていますが、その支出手続きは西宮市会計規則等に従い適正になされています。

以上のとおり、本件議員派遣の旅費の支給について、特段、違法または不当な点はなく、請求人の主張は理由がなく、本件請求については認められないものと判断します。